

平成28年7月13日
航空局日本航空株式会社に対する嚴重注意について
～安全運航のため厳格に指導監督を図って参ります～

日本航空株式会社において、運航乗務員の不適切な行為及び不十分な運航乗務員管理が認められましたので、航空局は本日付で同社に対して嚴重注意を行い、必要な再発防止策を検討の上報告するよう指示しましたのでお知らせします。

(事案の概要)

- ・平成28年6月27日(月)夜、当日の乗務を終えた日本航空株式会社(以下「JAL」という。)の副操縦士が、公務執行妨害の疑いで現行犯逮捕された。(検察に送致され、7月8日(金)まで拘留)
- ・当該副操縦士が乗務予定であった6月28日(火)午前7時35分発 JAL182便(小松空港発 羽田空港行き)は代替要員が確保できず欠航となり、当該便の乗客81名は別便に振り替えを余儀なくさせられた。

なお、当該副操縦士は、平成22年11月、サンフランシスコまでの乗務後滞在中のホテルにおいて飲酒によるトラブルを起こしたことから、平成23年5月に「社内管理」及び「断酒」の条件付きで航空身体検査証明を受けていた。

- ・上記に関して、運航乗務員の不適切な行為及び不十分な運航乗務員管理が認められ、航空法第71条に反し、航空法第149条第1項第2号に該当するとともに、国土交通大臣の認可を受けた運航規程に違反するものである。

航空局としては同社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行って参ります。

添付資料：日本航空株式会社に対する嚴重注意文書

問い合わせ先

国土交通省航空局安全部

1. 運航乗務員の不適切な行為関係(航空身体検査証明)
運航安全課乗員政策室 課長補佐 渡辺 直通：03-5253-8738
2. 不十分な運航乗務員管理関係
航空事業安全室 課長補佐 千葉 直通：03-5253-8731

国空航第 2 7 6 1 号
国官参事第 3 0 6 号
平成 2 8 年 7 月 1 3 日

日本航空株式会社
運航本部長 進 俊 則 殿

国土交通省
航空局安全部運航安全課長
甲田 俊博
大臣官房参事官(航空事業安全)
航空局安全部航空事業安全室長
川勝 弘彦

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な運航乗務員管理について(嚴重注意)

平成 28 年 6 月 27 日(月)夜、当日の乗務を終えた貴社所属の副操縦士が、滞在先の金沢市内において、同スケジュールであった機長とともに飲食店で飲酒した後、帰途ホテル前にて同機長に暴行を加え、さらに通行人の通報で駆けつけた警察官を殴り公務執行妨害の疑いで現行犯逮捕された。

また、これにより当該副操縦士が乗務予定であった 6 月 28 日(火)午前 7 時 35 分発 JAL182 便(小松空港発 羽田空港行き)は代替要員が確保できず欠航となり、当該便を利用予定であった乗客 81 名は別便に振り替えを余儀なくさせられた事案が発生した。

上記事案に関して、別紙のとおり貴社運航乗務員の不適切な行為及び貴社における不十分な運航乗務員管理が判明した。

これらは、航空法第 71 条に反し、航空法第 149 条第 1 項第 2 号に該当するとともに、国土交通大臣の認可を受けた運航規程に違反するものである。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、嚴重に注意する。

ついては、本事案を真摯に受け止め、再発防止策を検討の上、平成 28 年 7 月 27 日(水)までに文書にて報告されたい。

貴社運航乗務員の不適切な行為及び貴社における不十分な運航乗務員管理

- 副操縦士は、平成 22 年 11 月、サンフランシスコまでの乗務後滞在中のホテルにおいて飲酒によるトラブルを起こしたことから、平成 23 年 5 月に「社内管理」及び「断酒」の条件付きで航空身体検査証明を受けていたが、同条件に反して、平成 26 年夏頃より飲酒を繰り返していた。
- 副操縦士は、虚偽の申告（断酒の継続）により航空身体検査証明書の交付を受けていた。
- 社内管理において、当該副操縦士が飲酒を繰り返していたことを覚知できなかった。
- 機長及び副操縦士が乗務開始の 12 時間前から飲酒することを禁止している国土交通大臣の認可を受けた運航規程に違反していた。